| について の説明で「風力発電施設の設置に当た 明していただく必要があると思いますが、現在、風っては、事前に地域住民等へ十分に説 力発電施設は条例の対象事業となっておりません。 明していただく」とあるが、これは条 例改正後であって、現在は事前に説明 書及び準備書段階において説明会を開催していただしないでもいいということか。 くことになります。  | 項目     | 第3回の審議会における意見等       | 事務局の説明                    |
|--|--------|----------------------|---------------------------|
| あが、今回追加する風力発電については、風力発電施設となっている。所と 施設の違いは何か。   ・附帯意見1(1)かについて、ボブリック コメントの実施期間はどの程度とする   のか。   ・附帯意見1(1)エについて、新たな風力   発電施設を既存の風力発電施設に隣接して新たに属持   して設置する場合の取扱いを条例では   なく技術指針で定める理由は何か。   ・附帯意見1(1)エについて、清域た協   がで設置しようとする風力発電施設に   ついても、対象事業とすることを検討   いて設置しようとする風力発電施設に   ついても、対象事業とすることを検討   っていても、対象事業とすることを検討   でいても、対象事業とすることを検討   のいても、対象事業とすることを検討   しついても、対象事業とすることを検討   しついても、対象事業とすることを検討   しついても、対象事業とすることを検討   しついても、対象事業とすることを検討   しついても、対象事業とすることを検討   で規則題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて通切な見直しを行うこと」とあるが、これは部が提案して   いう手順で見直しを行うのか。   ・骨子案では風力発電施設と   なっている。施行規則の改正では、   接受に取りまするのか。   そ例の対象事業の見直しについては、条例の施行   状況や世間の動向等によって対象事業に追加すること」という形にしました。   を例の対象事業の見直はしていては、条例の施行   状況や理問の動向等によって対象事業に追加すること。   という形になると思います。   「所」と   施設と記載するのか。   そ外の対象事業の見直はしていては、条例の施行   状況や理問の動向等によって対象事業に追加すること。   という形になると思います。   にっている。施行規則の改正では、   接受に取りまするのか。   そ外の対象を含まり表すがあり、   の改正に当たっては統一します。   を他自治体の条例では法と同様に   の改正に当たっては統一します。   をいう形になると思います。   の改正に当たっては統一します。   をいう形になると思いますです。   事業の実施に当たっては、事前に地域住民等へ   方法書の内容が条例例制定時の想定よりも専門的の両方   の対象となる事業があり、同一事業であるにもかか   わらを記述されているととします。   現力発電施設を設置するよりを表すです。   事業の実施に当たってものが取りままま。   まの対象をはおる家に対なすると思いますが、   ないまでは、事前に地域住民等へ   方とをとがでは、対象事業となっておりません。   の対象となる事業があり、同一事業であるにもかか   わらをは、まと同様に対していても   こととが、   を例の主とととが、   を例の対象事業に追加することが、   まのの表には、   はたいでは、   ないまでは、   はないまでは、   はないまでは | 答申案附帯意 | ・附帯意見1について、現在の条例の対   | 「所」は面的なものとしてイメージしています。    |
| は、風力発電施設となっている。所と施設の違いは何か。 ・附帯意見 1 (1) かについて、パブリックコメントを実施することになった場合のか。 ・附帯意見 1 (1) エについて、新たな風力発電施設に隣接して新たに風力発電施と既存の風力発電施設に隣接して新たに風力発電施といて設置する場合の取扱いを条例ではなく技術指針で定める理由に何か。 ・附帯意見 1 (1) オについて、「海域において設置しようとする風力発電施設に ついても、対象事業とすることを検討すること」とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。 ・附帯意見 1 (2) に「条例の対象事業については、発例の対象事業については、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に広りて適切の直しを行うこと。」とあるが、にれは誰が提案してどういう手順に関して行うのか。 ・骨子案では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方の立が、所書意について、各別の政正では、施設と記載するのか。それとも両方の立形でがた施設を併記するのか。 ・骨子案では風力発電施設となっていると思います。 ・骨子案では風力発電施設となっていると思います。 ・所がこと思います。 ・所がことを検討していただくと思います。 ・所がことを検討していては、条例の施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べるが必要には規模の観点から使い分けていまが、法を行令などを再度確認して、施行規則の改正では、差し、活動でが多別制定時の想定よりも専門のでなる期間を表現行のの日からり日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 ・前回の審議会委員意見に対する事務局で設定と思います。 ・所がことを表があり、同一事業であるにもかかわり、審査会に対する事務局で設定は、事前の登録における事法状況等においです。 カ法書の内容が条例制定時の想定よりも専門ので容を多から、法と同様に別の目が多いです。 カ法書に対しないまりましたのでは、発例の対象となる事業があり、同一事業であるにもかかり、審査会に対する事法に対していただく必要があると思います。 ・別の説明で「風力発電施設の設置に当たていると思いますは現在、別の対象となる事業があり、同一事業であるにもかかり、第2を等から、法と同様に別の対象となる事業があり、別の対象となる事業があり、の対象となる事業があり、こと等から、法と同様に記していたを、必定、対象事業となっておりません。今後、対象事業となっておりませが、現代を設め、事業となっておりません。今後、対象事業となっておりません。今後、対象事業となっておりません。今後、対象事業となってもりました。と思いまが、まりの対象を対象を対象と思いまが、まりの表に対しまが、まりの表に対しました。 ・対していただくと思いまが表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表に対していまが、表別の表別の表に対していまが、表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表   | 見について  | 象事業は火力発電所と水力発電所であ    | 一方、「施設」は「所」に比べ小さい構造物といっ   |
| ・附帯意見1(1)かについて、パブリック コメントの実施期間はどの程度とする のか。 ・附帯意見1(1)エについて、新たな風力 発電施設を既存の風力発電施設に隣接して新たに風力発電施 して設置する場合の取扱いを条例では、今回の条例改正の骨子案については、環境影響評価の個別 して設置する場合の取扱いを条例では、大技術指針で定める理由は何か。 ・附帯意見1(1)オについて、「海域において設置しようとする風力発電施設と おからいても、対象事業とすることを検討することよ」とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。 ・附帯意見1(2)に「条例の対象事業にしていても、対象事業とすることを検討することよ」とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。 ・附帯意見1(2)に「条例の対象事業にしついても、対象事業とすることを検討することよりとあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。 ・附帯意見1(2)に「条例の対象事業にしついても、対象事業とすることを検討することよりとあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。 ・ 一般で原の対象事業にいても、対象事業ととを検討することより、ことから「海域において設置しようをもしたの、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」という形にしました。 ・ 条例の対象事業の見直しについては、条例の施行していては、対象等とは追加対では風力発電施設となって、表が出てくる可能性があると思います。 ・ 一骨子案では風力発電施設となって、対象が対象事業に追加する、本の状況を踏まえながら県の方で検討していくとうがになると思います。 ・ 一骨子案では風力発電施設となっては、海が関連のが関点から使い分けている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を検別に呼の観定よりも専門的であると思いまからも対象をといるもということや、施行規則の改定に当たっては統一します。 カ法・高の内容が保例制定時の規定よりも専門的です。 る場は、技術を対象と思います。 ・ 一般に対象を解析に対していたでを対象となっておりますが、、第書の発力をが表がし、同一事業であるにもかからも対理すの意見提出期間が異なってくるものかりらず知事の意見提出期間が異なってくるものかららず知事の意見提出期間が異なってくるものかりらが知事の意見提出期間が異なってくるものが生いると思います。 ・ 中間ので表に対る事業が表り、同一事業であると思いますは現在・関力発電施設の対象事業となっておりません。 ・ 今後、対象事業となっておりません。 ・ 今後、対象事業となった場には、現在・語 別発電施設でよっての事業の規模・施設の対象事業となっておりません。 ・ 今後、対象事業となっておりません。 ・ 今後、対象事業となっておりません。 ・ 今後、対象事業となった時間に関すを表で、ことになります。 ・ 事業計画の検討において説明会を開催していただくこととを考えていることから、設置と  |        | るが、今回追加する風力発電について    | たものをイメージしています。            |
| ・附帯意見1(1)ウについて、パブリックコメントを実施することになった場合 コメントの実施期間はどの程度とする のか。  |        | は、風力発電施設となっている。所と    |                           |
| コメントの実施期間はどの程度とするのか。 ・附帯意見1(I)工について、新たな風力発電施設に隣接して設置する場合の取扱いを条例ではなく技術指針で定める理由は何か。  |        | 施設の違いは何か。            |                           |
| のか。  |        | ・附帯意見1(1)ウについて、パブリック | パブリックコメントを実施することになった場合    |
| ・ 附帯意見 1 (1) エについて、新たな風力、発電施設と既存の風力発電施設に隣接して設置する場合の取扱いを条例では、なく技術指針で定める理由は何か、・ 附帯意見 1 (1) オについて、「海域において設置しようとする国力発電施設に関すのようとする国力発電施設に関することなので、技術指針で定めることを検討することとを検討すること」とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。・ 附帯意見 1 (2) に「条例の対象事業については、対象事業とすることを検討すること」とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。・ 附帯意見 1 (2) に「条例の対象事業については、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと」とあるが、これは誰が提業してどういう手順で見直しを行うのか。・ 骨子案では風力発電所の追加となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含な形で所と施設を併記するのか。 ・ 骨子案では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含な形で所と施設を併記するのか。 ・ 骨子案3(3) に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行のの日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。・ 前回の審議会委員意見に対する事務局の助すで「風力発電施設となった」というがよと同様に90日が多いです。方法書の内容が条例制定時の規定よりも専門的で容量が多となる事業があり、同と事であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において都をいり、素を会における審議状況等において不都合が生じることを等から、法と同様の期間とする考えです。  |        | コメントの実施期間はどの程度とする    | は、今回の条例改正の骨子案についてのパブリック   |
| ・附帯意見1(1)工について、新たな風力 発電施設を既存の風力発電施設に隣接して新たに風力発電施 して設置する場合の取扱いを条例では なく技術指針で定める理由は何か。 ・附帯意見1(1)オについて、「海域にお いて設置しようとする風力発電施設に ついても、対象事業とすることを検討 すること」とあるが、特に海域と陸域 を区別する必要があるのか。 ・附帯意見1(2)に「条例の対象事業につ いては、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」とあるが、これは誰が提案してどういう手順で見直しを行うつな。 ・骨子案では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含な形で所と施設を併記するのか。 ・骨子案では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含な形で所と施設を併記するのか。 ・骨子案では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含な形で所と施設を併記するのか。 ・ 一般子案 3(5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 ・ 一般子案 3(5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 ・ 前回の審議会委員意見に対する事務局の対象となる事業があり、同一事業であるにもかかららず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において不都らからとなる事業があり、同一事業であるにもかかららず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において不必らとことと等から、法と同様の期間とする考えです。 本業の実施に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく、とを考かくなって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 ・事業が配慮書を提出する時期は風力発電施設は条例の対象事業となってよりません。 ・ 事業を施していただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場にでいただくことを考えていることから、設置場に対していただくことを考えていることから、設置場にでは、対しないましないましまが表していただくことを考えていることないましないましていただとないましていた。  |        | のか。                  | コメントと同様に1ヶ月程度の実施を考えていま    |
| 発電施設を既存の風力発電施設に隣接して設置する場合の取扱いを条例ではなく技術指針で定める理由は何か。 ・附帯意見1(1)オについて、「海域において設置しようとする風力発電施設についても、対象事業とすることを検討すること」とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。 ・附帯意見1(2)に「条例の対象事業について、海域において設置しようとする観力発電施設についても、対象事業とすることを検討することがあるのか。 ・附帯意見1(2)に「条例の対象事業については、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動物等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」とあるが、これは維が提案してどういう手順で見直しを行うのか。 ・ 一分子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、大部を見から、生に対します。  一番子案でにのいての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 ・ 一句子案3(5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。  「所」と「施設」は規模の観点から使い分けているが、法施行令などを再度確認して、施行規則の設定に当たっては統一します。  「所」と「施設」は規模の観点から使い分けていた声が、と表もあが、全国的にこの期間なののか。  他自治体の条例では法と同様に90日が多いです。方法書の内容が条例制定よりも専門的で容がなる場間に表しますが、現在、風力発電施設となる事業があり、同事業であるにもかかららず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、業を会における審議状況等において不能合が生じることを等から、法と同様の期間とする考えです。  エとき等から、法と同様の期間とする考えです。  東業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説明していただくとと要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。 カル発電施設は条例の対象事業となっておりません。カル発電施設は条例の対象事業となったもりません。カル発電施設は条例の対象事業となったり、現在、風景の表において説明会を開催していただくことを考えていることから、設置場に登録を対していただくことを考えていることから、設置場に登録を記述を表しまれているに表しますが、現在、風景の表において記述を表しまれている。  本書を表しまれていることなのでは、表に表しまれていることなのでは、表に表しまれていることなのでは、表に表しまれている。ことなのでは、表に表しまれていることなのでは、表に表しまれていることなのでは、表に表しまれていることなのでは、表に表しまれていることなのでは、表に表しまれている。  本語など、表に表しまれている。  本語など、表に表しまれている。表に表しまれては、表に表しまれている。  本語など、表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。  本語など、表に表しまれている。表に表しないる。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれている。表に表しまれ |        |                      | す。                        |
| して設置する場合の取扱いを条例では なく技術指針で定める理由は何か。 ・附帯意見 (1)に下でいて、「海域にお いて設置しようとする風力発電施設に ついても、対象事業とすることを検討 すること。」とあるが、特に海域と陸域 を区別する必要があるのか。 ・附帯意見 1(2)に「条例の対象事業についても、対象事業とすることを検討すること。」とかの形にしました。 ・所帯意見 1(2)に「条例の対象事業についても、対象事業とすることを検討すること。」とかの形にしました。 ・必要に応じて適切な良直しを行うのか。 ・骨子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電では、施設と記載するのか。 ・骨子案では風力発電所の追加となっているが、所帯意見では風力発電では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。 一個子案 3(5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行のの日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 ・前回の審議会委員意見に対する事務局の説明で「風力発電施設についての知事意見を述べる期間を、現行のの日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 ・前回の審議会委員意見に対する事務局の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明していただくととなるがあると思いますが、現在、風力発電施設に対していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。今後、対象事業となっておりません。今後、対象事業となって場りません。一つ、事業が配慮者を提出する時期は風力発電施設を達てる場所の事前調査が終了した段階にいいということか。 ・事業和配慮者を提出する時期は風力発電施設に発いの対象事業となって場りません。 ・今後、対象事業となって場りません。 ・今後、対象事業となって場の期間とするよりに対していただくと必要があると思いますが、現在、風力発電施設を達てる場所の事前調査が終すると思いますが、現在、風力発電施設に当たっての事業の規模、施設の発し、事業計画の検討に当にで説明会を開催していただくことになります。 ・事業和配慮者を提出する時期は風力発電施設に対していただくことを考えていることから、設置場   |        | ・附帯意見1(1)エについて、新たな風力 | 既存の風力発電施設に隣接して新たに風力発電施    |
| ○ 大技術指針で定める理由は何か。     ○ 附帯意見 1 (1) オについて、「海域において設置しようとする風力発電施設についても、対象事業とすることを検討すること。」とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。     ○ 附帯意見 1 (2) に「条例の対象事業と関係関関の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」とあるが、これは誰が提案してどういう手順で見直しを行うのか。     ○ 骨子案では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。     日子案 3 (5) に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述る。」とあるが、全国的にこの期間なのか。     日子案 3 (5) に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述る」とあるが、全国的にこの期間なのか。     日子を「無限を併記するのか」を有数では、表明の観点から使い分けていますが、法施行令などを再度確認して、施行規則の改正では、表明のでは、表明の観点から使い分けていますが、法施行令などを再度確認して、施行規則の改正に当たっては統一します。     日治体の条例では法と同様に90日が多いです。方法書の内容が条例制定時の想定よりも専門的で容量が多くなっているということや、条例と法の両方の対象となる事業があり、同一事業であるにもかからず知事の意見提出期間が異なってくるものがあります事業の表における審護状況等において不都合が生じること等から、法と同様の期間とする考えです。事業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説明を発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等に説明を発電を設定する場所の事前に説明力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等に説明を発電を設定する場所の事前に説明を表していただくと要求あると思います。     本書会における審護状況等においておも合きしていただく必要があると思います。     お書での決しても表しているというとで表しております。方法書の内容が条例制定時の規定に対します。   |        | 発電施設を既存の風力発電施設に隣接    | 設を設置する場合については、環境影響評価の個別   |
| ・附帯意見 1 (1) 才について、「海域において設置しようとする風力発電施設についても、対象事業とすることを検討すること。」とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。 ・附帯意見 1 (2)に「条例の対象事業については、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」という形にしました。 ・必要に応じて適切な見直しを行うこと。」という形にしました。 ・必要に応じて適切な見直しを行うこと。 ・骨子案では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と配載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。 ・ 令子案 (3)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の 60 日から 90 日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 ・ 前回の審議会委員意見に対する事務局について ・ 前回の審議会委員意見に対する事務局について ・ 前に地域住民等へ十分に試明していただく必要があると思いておりませた。方が変となる事業があり、同一事業であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、変全における審議状況等において不都合が生じると等から、法と同様に90 日が多いです。方法書の内容が条例制定時の想定よりも専門的で容を対象となる事業があり、同一事業であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、変全における審議状況等において不都合が生じると等がら、法と同様の期間とする考えです。事業の実施に当たつては、事前に地域住民等へ十分に試明となる事業があり、同一事業であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、変をにおける審議状況等において不都合が生じると等から、法と同様の期間とする考えです。事業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説明免をでは、現在に、現在に、現在に、関力発電施設は条例の対象事業となってよりません。今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくことを考えていることから、設置場が対象で決定といった段階に配慮書手続を表のでは、対象事業となった段階に配慮書手続を表ので、と述を対象す業となった段階に配慮書手続を表ので、ことを考えていることを検討を表しますが表します。 ・ 事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の予能が表します。 ・ 事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設で表が表しまれていただくととを考えていることを検討することが表もなりませば、表別の表しますが表しまれていただく必要があると思いすが表しまれていたださんの表しまれていただと必要がありまれていただと必要がありまれていただと必要がありまれていた。  |        | して設置する場合の取扱いを条例では    | 具体の手法等に関することなので、技術指針で定め   |
| いて設置しようとする風力発電施設に ついても、対象事業とすることを検討すること。」とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。 ・附帯意見1(2)に「条例の対象事業については、大会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」とあるが、これは誰が提案してどういう手順で見直しを行うのか。 ・骨子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、附帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているが、所帯意見では風力発電施設となっているを提出するのか。 一様子案3(5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。  風力発電施設 ・前回の審議会委員意見に対する事務局の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となった場合には、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくととなります。 ・事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了していただくことを考えていることから、設置場が表すが表する。 ・事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の発達を対していただくことを考えていることから、設置場が表すが表すが表すが表すが表するでは、記述を対していただきが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表すが  |        | なく技術指針で定める理由は何か。     | ることとしています。                |
| ついても、対象事業とすることを検討すること。とあるが、特に海域と陸域を区別する必要があるのか。 ・附帯意見 1 (2) に「条例の対象事業については、条例の対象事業については、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」という形にしました。 ・必要に応じて適切な見直しを行うこと。」という形にしまして、変化、環境問題の動向等によって対象事業に追加するべき事業が出てくる可能性があると思うので、こと。」とあるが、これは誰が提案してどういう手順で見直しを行うのか。 ・骨子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。 一骨子案 3 (5) に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 一骨子案 3 (5) に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。  風力発電施設 が前のの表に、配きを明さないうことや、条例と法の両方のからが事の意見提出期間が異なってくるものがあり、第一事業であるにもかからず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、第一事業であるにないでもいいということか。 の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくことになります。 ・事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査で、事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の考定を開催していただくことを考えていることから、設置場  |        | ・附帯意見1(1)オについて、「海域にお | 条例の対象事業は「土地の形状の変更、工作物の    |
| までいても、対象事業とすることを検討すること。」という形にしました。 ・附帯意見1(2)に「条例の対象事業については、条例の施行いては、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」とあるが、これは誰が提案してどういう手順で見直しを行うのか。 ・骨子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。 ・骨子案3(5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。  風力発電施設 が、注を持つの60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 前回の審議会委員意見に対する事務局の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいというとか。今後、対象事業となっておりません。今後、対象事業となっておりません。今後、対象事業となっておりません。等人が登事を発展していただくとと変があると思いますが、現在、風力発電施設のは関心に対していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設によりも専門的であるとなる事業があり、同一事業であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において不都合が生じること等から、法と同様の期間とする考えです。 専業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく必要があると思いますが、現在の表別に対しますが、表別では対しているというととを表表です。事業の実施に当たっては、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくことを考えていることから、設置場では、施設の報道を表別で表別を表別では、記述を表別では、記述を表別では、企業の表別を表別では、企業の表別を表別では、記述を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を   |        |                      |                           |
| 大きないのでは、ないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは    |        |                      |                           |
| ・附帯意見1(2)に「条例の対象事業については、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」とあるが、これは誰が提案してどういう手順で見直しを行うのか。 ・骨子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。 ・骨子案3(5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての地震を併記するのか。 ・骨子案3(5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。  風力発電施設のか。・前回の審議会委員意見に対する事務局の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 ・配慮書手続について、現在は事前に説明しないでもいますが、法施行の対象事業となっておりません。今後、対象事業となっておりません。今後、対象事業となっておりません。今後、対象事業となっておりません。今後、対象事業となっておりません。今後、対象事業となっておりません。今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくことになります。 ・事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査  |        |                      |                           |
| いては、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。」とあるが、これは離が提案してどういう手順で見直しを行うのか。  |        |                      |                           |
| 環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、 必要に応じて適切な見直しを行うこと。」とあるが、これは離が提案してどういう手順で見直しを行うのか。 ・骨子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。 ・骨子案(5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。  風力発電施設の説明で「風力発電施設の設置に当たっているということや、条例と法の両方のか。 ・前回の審議会委員意見に対する事務局について ・前回の審議会委員意見に対する事務局の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ記明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設の表面に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設に対いたのは、事業者が配慮者を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了のいて ・事業者が配慮者を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終するには、記慮書手続き実施していただくことを考えていることから、設置場  |        |                      |                           |
| ●要に応じて適切な見直しを行うこと。」とあるが、これは誰が提案してどういう手順で見直しを行うのか。 ・骨子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。 ・骨子案(ついて、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。  風力発電施設の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ出りること等から、法と同様の期間とする考えです。 の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ分にないると思いますが、現在、風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ分には、事前に地域住民等で説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 配慮書手続にしないでもいいということか。 配慮書手続について ・事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査 ・事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の配置・構造等の決定といった段階に配慮書手続を実施していただくことを考えていることから、設置場  |        |                      |                           |
| と。」とあるが、これは誰が提案してどっいう手順で見直しを行うのか。 ・骨子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。 骨子案について ・  |        |                      |                           |
| ・骨子案では風力発電所の追加となっているが、附帯意見では風力発電施設となっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。 一骨子案 3 (5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。  ・前回の審議会委員意見に対する事務局について(風力発電施設の設置に当たっては統一します。)をあるが、全国的にこの期間なのか。 ・前回の審議会委員意見に対する事務局について(風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 ・事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査を施設と思いますが、法を同様の観点から使い分けていますが、法施行令などを再度確認して、施行規則の改正に当たっては統一します。 ・市は、事情に対していたの表別では法と同様に知ら目が多いです。方法書の内容が条例制定時の想定よりも専門的で容量が多くなっているということや、条例と法の両方の対象となる事業があり、同一事業であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における事業に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく必要があると思います。 ・事業の内容が条例では法と同様に知り目が多いです。 ・事業の対象事業となっていると思いますが、法施行令などを再度確認して、施行規則の改正に当たっては続一します。 ・事業の内容が条例の対象事業であると思います。 ・事業の内容が条例では法と同様に知り目が多いです。方法書の内容が条例の対象事業となっておりません。今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくことになります。 ・事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の配置、構造等の決定といった段階に配慮書手続を実施していただくことを考えていることから、設置場   |        |                      |                           |
| ・骨子案では風力発電所の追加となって いるが、附帯意見では風力発電施設と なっている。施行規則の改正では、施 設と記載するのか。それとも両方含む 形で所と施設を併記するのか。  骨子案につい で、方法書についての知事意見を述べ る期間を、現行の 60 日から 90 日とす る。」とあるが、全国的にこの期間なの か。  風力発電施設 について  ・前回の審議会委員意見に対する事務局 について  ・前回の審議会委員意見に対する事務局 の説明で「風力発電施設の設置に当た っては、事前に地域住民等へ十分に説 明していただく」とあるが、これは条 例改正後であって、現在は事前に説明 しないでもいいということか。  配慮書手続に ついて  配慮書手続に ついて  ・事業者が配慮書を提出する時期は風力 発電施設を建てる場所の事前調査が終 了した段階なのか、それとも事前調査  「所」と「施設」は規模の観点から使い分けて いますが、法施行令などを再度確認して、施行規則 の改正に当たっては統一します。  他自治体の条例では法と同様に90 日が多いです。 方法書の内容が条例制定時の想定よりも専門的で容量が多くなっているということや、条例と法の両方の対象となる事業があり、同一事業であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において不都合が生じること等から、法と同様の期間とする考えです。 事業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。 今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくことになります。  事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の配置、構造等の決定といった段階に配慮書手続を実施していただくことを考えていることから、設置場  |        |                      |                           |
| いるが、附帯意見では風力発電施設と いますが、法施行令などを再度確認して、施行規則 なっている。施行規則の改正では、施 設と記載するのか。それとも両方含む 形で所と施設を併記するのか。  骨子案について ・骨子案3(5)に「条例施行規則を改正し て、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 ・前回の審議会委員意見に対する事務局の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 ・事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査に、構造等の決定といった段階に配慮書手続を実力した段階なのか、それとも事前調査を提出するには、施行規則の改正に当たっては統一します。 ・地自治体の条例では法と同様に90日が多いです。 ・方法書の内容が条例制定時の想定よりも専門的で容量が多くなっているということや、条例と法の両方の対象となる事業があり、同一事業であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において不都合が生じること等から、法と同様の期間とする考えです。 ・事業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくことになります。 ・事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の配置、構造等の決定といった段階に配慮書手続を実施していただくことを考えていることから、設置場  |        |                      |                           |
| なっている。施行規則の改正では、施設と記載するのか。それとも両方含む形で所と施設を併記するのか。  一骨子案につい 一骨子案3(5)に「条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。  「会別では、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのからず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、高一事業であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において不都合が生じること等から、法と同様の期間とする考えです。  「会別では、事前に地域住民等へ十分に説明していただく」とあるが、これは条例の正後であって、現在は事前に説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。  「会別をであって、現在は事前に説明しないでもいいということか。としているということを表えているということを表えているということを表えていることから、設置場であると思いますが、現在、国力発電施設は条例の対象事業となっておりません。今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法の発電施設を建てる場所の事前調査が終する。事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の発電施設を建てる場所の事前調査が終する。事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の発電施設を建てる場所の事前調査が終する。事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の発達を表えていていた段階に配慮書手続を実施していただくことを考えていることから、設置場  |        |                      |                           |
| 設と記載するのか。それとも両方含む 形で所と施設を併記するのか。  骨子案につい ・骨子案 3 (5)に「条例施行規則を改正し て、方法書についての知事意見を述べ る期間を、現行の 60 日から 90 日とす る。」とあるが、全国的にこの期間なの か。  風力発電施設 ・前回の審議会委員意見に対する事務局 の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説 の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説 明していただく」とあるが、これは条 例改正後であって、現在は事前に説明 しないでもいいということか。  配慮書手続に ついて ・事業者が配慮書を提出する時期は風力 発電施設を建てる場所の事前調査が終 了した段階なのか、それとも事前調査  |        |                      |                           |
| 形で所と施設を併記するのか。  骨子案につい で、方法書についての知事意見を述べ る期間を、現行の 60 日から 90 日とす る。」とあるが、全国的にこの期間なの か。  風力発電施設 について の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説 明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。  配慮書手続に ついて ・事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終 了した段階なのか、それとも事前調査 ・ 事業の実施に当たっての事業の規模、施設の 最及び準備書段階に当たっての事業の規模、施設の 事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の 事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の の対象となる事業があり、同一事業であるにもかか わらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあ り、審査会における審議状況等において不都合が生 じること等から、法と同様の期間とする考えです。 ・事業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。 今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法とことになります。 ・事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設で連続を関係において説明会を開催していただくことを考えていることから、設置場   |        |                      | の改正に当たりでは机一ひます。           |
| 子案につい  |        |                      |                           |
| て、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の60日から90日とする。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 とあるが、全国的にこの期間なのか。 とあるが、全国的にこの期間なのか。 とあるが、全国的にこの期間なのからず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において不都合が生じること等から、法と同様の期間とする考えです。 事業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の配慮書手続について 発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査 施していただくことを考えていることから、設置場  | 骨子室につい |                      | 他自治体の条例では法と同様に 90 日が多いです。 |
| る期間を、現行の 60 日から 90 日とす る。」とあるが、全国的にこの期間なの か。   |        |                      |                           |
| る。」とあるが、全国的にこの期間なのか。 の対象となる事業があり、同一事業であるにもかかわらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において不都合が生じること等から、法と同様の期間とする考えです。 事業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくことになります。 事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査 施していただくことを考えていることから、設置場   | ,      |                      |                           |
| か。 わらず知事の意見提出期間が異なってくるものがあり、審査会における審議状況等において不都合が生じること等から、法と同様の期間とする考えです。  風力発電施設 ・前回の審議会委員意見に対する事務局 の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法書及び準備書段階において説明会を開催していただくことになります。 事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査 施していただくことを考えていることから、設置場  |        |                      |                           |
| リ、審査会における審議状況等において不都合が生<br>じること等から、法と同様の期間とする考えです。<br>風力発電施設 ・前回の審議会委員意見に対する事務局 の説明で「風力発電施設の設置に当た の説明で「風力発電施設の設置に当た っては、事前に地域住民等へ十分に説 明していただく必要があると思いますが、現在、風力発電施設は条例の対象事業となっておりません。 今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 書及び準備書段階において説明会を開催していただくことになります。 事業者が配慮書を提出する時期は風力発電施設を建てる場所の事前調査が終了した段階なのか、それとも事前調査 施していただくことを考えていることから、設置場  |        |                      |                           |
| □ の記明で「風力発電施設の設置に当た の説明で「風力発電施設の設置に当た の説明で「風力発電施設の設置に当た のでは、事前に地域住民等へ十分に説 明していただく」とあるが、これは条 例改正後であって、現在は事前に説明 しないでもいいということか。 □ の記書手続に ついて □ の記書を建出する時期は風力 発電施設を建てる場所の事前調査が終 了した段階なのか、それとも事前調査 施していただくことを考えていることから、設置場  |        |                      | り、審査会における審議状況等において不都合が生   |
| について の説明で「風力発電施設の設置に当たっては、事前に地域住民等へ十分に説明していただく」とあるが、これは条例改正後であって、現在は事前に説明しないでもいいということか。 マール おいてもいいということか。 マール おいてもいいということか。 マール おいてもいいということか。 マール おいてもいいということか。 マール おいてもいいということが。 マール おいてもいいということが。 マール おいてもいいということが。 マール おいてもいいということがら、設置場では、本語の は、本語の は、 |        |                      | じること等から、法と同様の期間とする考えです。   |
| っては、事前に地域住民等へ十分に説 力発電施設は条例の対象事業となっておりません。 明していただく」とあるが、これは条 例改正後であって、現在は事前に説明 しないでもいいということか。 書及び準備書段階において説明会を開催していただくことになります。 事業者が配慮書を提出する時期は風力 発電施設を建てる場所の事前調査が終 了した段階なのか、それとも事前調査 施していただくことを考えていることから、設置場  | 風力発電施設 | ・前回の審議会委員意見に対する事務局   | 事業の実施に当たっては、事前に地域住民等に説    |
| 明していただく」とあるが、これは条 例改正後であって、現在は事前に説明 しないでもいいということか。   | について   | の説明で「風力発電施設の設置に当た    | 明していただく必要があると思いますが、現在、風   |
| 例改正後であって、現在は事前に説明 書及び準備書段階において説明会を開催していただしないでもいいということか。  |        | っては、事前に地域住民等へ十分に説    | 力発電施設は条例の対象事業となっておりません。   |
| しないでもいいということか。 くことになります。  配慮書手続に ・事業者が配慮書を提出する時期は風力 事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の<br>発電施設を建てる場所の事前調査が終 配置、構造等の決定といった段階に配慮書手続を実<br>了した段階なのか、それとも事前調査 施していただくことを考えていることから、設置場   |        | 明していただく」とあるが、これは条    | 今後、対象事業となった場合には、配慮書、方法    |
| 配慮書手続に ・事業者が配慮書を提出する時期は風力 事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の<br>発電施設を建てる場所の事前調査が終 配置、構造等の決定といった段階に配慮書手続を実<br>了した段階なのか、それとも事前調査 施していただくことを考えていることから、設置場   |        | 例改正後であって、現在は事前に説明    | 書及び準備書段階において説明会を開催していただ   |
| ついて 発電施設を建てる場所の事前調査が終 配置、構造等の決定といった段階に配慮書手続を実 了した段階なのか、それとも事前調査 施していただくことを考えていることから、設置場  |        | しないでもいいということか。       | くことになります。                 |
| 了した段階なのか、それとも事前調査 施していただくことを考えていることから、設置場  | 配慮書手続に | ・事業者が配慮書を提出する時期は風力   | 事業計画の検討に当たっての事業の規模、施設の    |
|  | ついて    | 発電施設を建てる場所の事前調査が終    | 配置、構造等の決定といった段階に配慮書手続を実   |
| 前の計画の段階なのか。 所が確定してからではなく、候補地の段階で配慮書  |        | 了した段階なのか、それとも事前調査    | 施していただくことを考えていることから、設置場   |
|  |        | 前の計画の段階なのか。          | 所が確定してからではなく、候補地の段階で配慮書   |

|        |   | 手続を行っていただくことになります。                    |
|--------|---|---------------------------------------|
|        | ・配慮書手続における説明会について、                        | 事業の計画段階に配慮書手続において設定した複                |
|        | 事業を計画する段階で住民等への説明                         | 数案の各候補地について、地域住民等へ説明会を開               |
|        | 会を実施するのか、それとも発電可能                         |                                       |
|        | という裏付けができた段階で説明会を                         |                                       |
|        | 実施するのか。                                   |                                       |
|        | ・配慮書手続から方法書手続に移行する                        | 自然環境の状況など個々の状況によって期間は異                |
|        | 期間はどの程度を想定しているのか。                         | なってくると考えます。                           |
|        | ・配慮書手続から方法書手続へ移行する                        | 配慮書手続における2度目の公表の段階では、複                |
|        | 間にある公表については、ほぼ1案に                         |                                       |
|        | 決まった計画案が公表されるというこ                         | とを想定しています。                            |
|        | とになるのか。                                   | こを思定しているり。                            |
|        | こにはる90%。<br> ・方法書以降の手続においては電子縦覧           | <br>  配慮書の公表の方法等については、条例施行規則          |
|        | ・ガ広音以降の手続においては電子械員<br>  が新たに規定されるようだが、配慮書 | ************************************* |
|        |   |                                       |
|        | の公表はどのような方法で行うことに                         |                                       |
|        | なるのか。                                     | ています。                                 |
|        | ・配慮書の公表、説明会の開催により様                        |                                       |
|        | 々な意見が出てくると思う。その際、                         | の意見にどの程度対応するかといったことについて               |
|        | どこまで従わないといけないかという                         | は規定していません。アセス制度の趣旨は、環境保               |
|        | ことは技術指針で具体的に示すという                         | 全に対する事業者の自発的努力がより質の高いもの               |
|        | ことになるのか。                                  | となることを目指しており、事業者においては意見               |
|        |   | に適切に対応していただく必要があると考えていま               |
|        |   | す。<br>                                |
| 沖縄県環境影 | ・沖縄県環境影響評価条例と沖縄県環境                        |                                       |
| 響評価技術指 | 影響評価技術指針の違いは何か。                           | 技術指針は、環境影響評価を実施するに当たっての               |
| 針について  |   | 個別具体的な手法を定めています。                      |
| 沖縄県環境影 | ・配慮書に対する知事意見の形成に当た                        |                                       |
| 響評価審査会 | っては、専門家から意見を聴取すると                         |                                       |
| について   | のことだが、方法書等に対する知事意                         | ことを条例に規定しています。                        |
|        | 見の形成に当たっては、そのような手                         |                                       |
|        | 続はないのか。                                   |                                       |
|        | ・方法書等に対して沖縄県環境影響評価                        | 審査会は知事の諮問機関であり、条例に基づくア                |
|        | 審査会が答申することになっているが、                        | セス手続に係る図書等について、技術的な事項に関               |
|        | 審査会はどのような視点から答申して                         | する調査、審議を行っております。方法書では、調               |
|        | いるのか。                                     | 査、予測の手法等が適切であるかどうか、準備書で               |
|        |   | は調査結果やその取りまとめ方、それに基づく予測               |
|        |   | の内容、評価の結果等が適切かどうかを審査し、知               |
|        |   | 事に答申しています。                            |
| 条例の改正時 | ・今回、条例が改正されると、次回の改                        | 条例そのものの改正は法の改正等を踏まえながら                |
| 期について  | 正はいつ頃になるのか。                               | 行うことになりますので、次回の改正は 10 年後く             |
|        |   | らいになると考えますが、施行規則の改正や技術指               |
|        |   | 針の見直しについては、それよりも短い期間での対               |
|        |   | 応もあると思われます。                           |
|        |   |                                       |
|        |   |                                       |